

茨城県

ひとにやさしいまちづくり条例

施設整備マニュアル

～ユニバーサルデザインガイドライン～



茨 城 県

目 次

I はじめに	3
II 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例及び施行規則の概要	6
1 条例のあらまし	6
2 施行規則のあらまし	8
III 建築物の整備基準	11
1 出入口	11
2 廊下等	13
3 階段	17
4 昇降機	19
5 便所	21
6 駐車場	25
7 敷地内の通路	27
8 客席	29
9 洗面所	31
10 浴室	33
11 更衣室及びシャワー室	35
12 客室	37
13 案内設備	39
14 カウンター及び記載台	41
15 券売機	43
16 改札口及びレジ通路	45
17 水飲み場	47
18 公衆電話台	49
19 授乳及びおむつ替えの場所	51
20 幼児用遊び場	53
IV その他の整備基準	54
1 道路	54
2 公園	58
3 路外駐車場等	60

V 参考資料	61
1 配慮が必要な利用者への対応概要	61
2 多様な関係者の参画による施設等の整備手法	64
3 基本寸法等	67
4 安全への配慮（手すり、床の滑り）	70
5 サイン	72
6 情報伝達機器	75
7 条例とバリアフリー新法の比較	78
8 条例・規則本文	80
(1) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	80
(2) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則	84
(3) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の一部の施行期日を定める規則	120
VI 事例集	121

1 この冊子の性格

- ・この冊子は、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して平成8年に制定された「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の概要、具体的な整備基準等を示したマニュアルです。
- ・また、法令上遵守しなければならない基準のほか、ユニバーサルデザインの視点から施設等を設計、建築する際により望ましい配慮のポイントなどをまとめたガイドラインとしての性格もあります。
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを率先して推進すべき行政機関のほか、民間の建築物等でも活用可能なものとしています。
- ・ユニバーサルデザインに関する資料のほか、先進事例なども掲載していますので、設計や施工等の参考としていただき、事業者、設計者、行政、県民の皆様が一体となって「人にやさしいまちづくり」をより一層推進するため、この冊子を有効に活用していただくことを期待いたします。

2 この冊子の利用法

- ・「Ⅲ 建築物の整備基準」と「Ⅳ その他の整備基準」には、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」で定められた基準とその解説が掲載されているほか、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進める上でより望ましい基準を「推奨事項」として挙げています。（参考1）
- ・対象となる建築物等が条例の基準を満たすのはもちろん、可能な限り「推奨事項」を踏まえた設計、施工等を行ってください。
※本書では、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合して内容を拡充し、平成18年12月20日から施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」を「バリアフリー新法」と表記しています。

3 ユニバーサルデザインについて

- ・ユニバーサルデザインとは、「年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境等を整備する」という考え方で、使いやすさ、安全性などの基本的事項を示した7原則が知られています。（参考2）
- ・近年、建築や製品といったハード面から、サービスや情報といったソフト面までその理念が広がっており、企業、市民団体、行政などでその考えを積極的に取り入れる動きが盛んになっています。

(参考1) 「III 建築物の整備基準」と「IV その他の整備基準」の見方

対象施設に適合努力義務が課される条例の整備基準

1 出入口

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通する出入口並びに多数の者が利用する各室(床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とす

整備基準の用語等の解説

内りのりを80センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

整備基準の解説

用語	解説
上へ通する	直接地上へ通ずる出入口 玄関等の出入口を指します。
へ通する出	例えば百貨店の地下に駐車場がある場合に百貨店部分から当該駐車場部分へ通じる出入口のことであり、玄関等の出入口ではありません。
者が利用す る出入口	施設の来訪者が利用できる各室の出入口を指します。避難階以外にある場合でエレベーター等が未設置、あるいは停止しない階であるため車いす使用者が利用できないときは、適用を除外することとしています。
用者が通過す れる段となる段	車いす使用者が通過する際に支障となる段 車いす使用者が楽に通過できる仕様の段(例えば高低差が1cm程度で丸みを持たせた段)以外のものが該当します。
□の幅80cmは、車いす使用者が通過できる寸法です。	
一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易ですが、重い引き戸及び開き戸、開閉のためスペースがない引き戸及び開き戸並びに回転扉は使用が困難です。	

推奨事項

- 自動ドアの開閉起動装置の感知域は、車いす使用者の通行に支障なく作動する範囲とし、開閉速度は開くときは速く、閉まるときは遅くするようしましょう。
- 戸は、上吊り形式が望ましいですが、戸車を用いる場合は埋込型のレールとしてください。
- 戸に設けるドアクローザー等の作動は、緩やかに設定してください。
- 危険防止のためのぞき窓を設ける場合は、車いす使用者や子ども等が認知できる位置としてください。
- 靴ふきマットを設ける場合は、埋込式でつまずきにくく、ぬれても滑りにくい材質としてください。

○改善例

(参考2) ユニバーサルデザインの7原則

原則	具体例	
だれにも公平に使いやすいものであること	センサー付き自動ドア	
使用する際に自由度が高いこと	両きき用ハサミ	
使い方が簡単で分かりやすいこと	土地勘のない人や外国人にも分かりやすい数字による駅名表示	
必要な情報が効果的に伝わるようにすること	視覚（画像），聴覚（音），触覚（振動）で情報を伝える携帯電話	
間違った動作が危険につながらないデザインであること	安全に配慮した遮蔽式プラットホーム	
身体的負担が少なく、楽に使用できること	ノブハンドルより操作が簡単なレバーハンドル	
アクセスや操作がしやすいスペースと大きさがあること	スペースの広い多目的トイレ	

ここに挙げた原則は、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた基本的な事項をチェックするためのポイントであり、実際にはこれらを踏まえて企業や自治体で独自の基準（価格、環境に配慮することなど）を加えていくことが必要です。

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例 及び施行規則の概要

1 条例のあらまし

(1) 趣旨

急速な高齢化に対応し、高齢者や障害者を含むすべての人が、社会参加の機会を等しく有し、共に安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいこうとするものです。

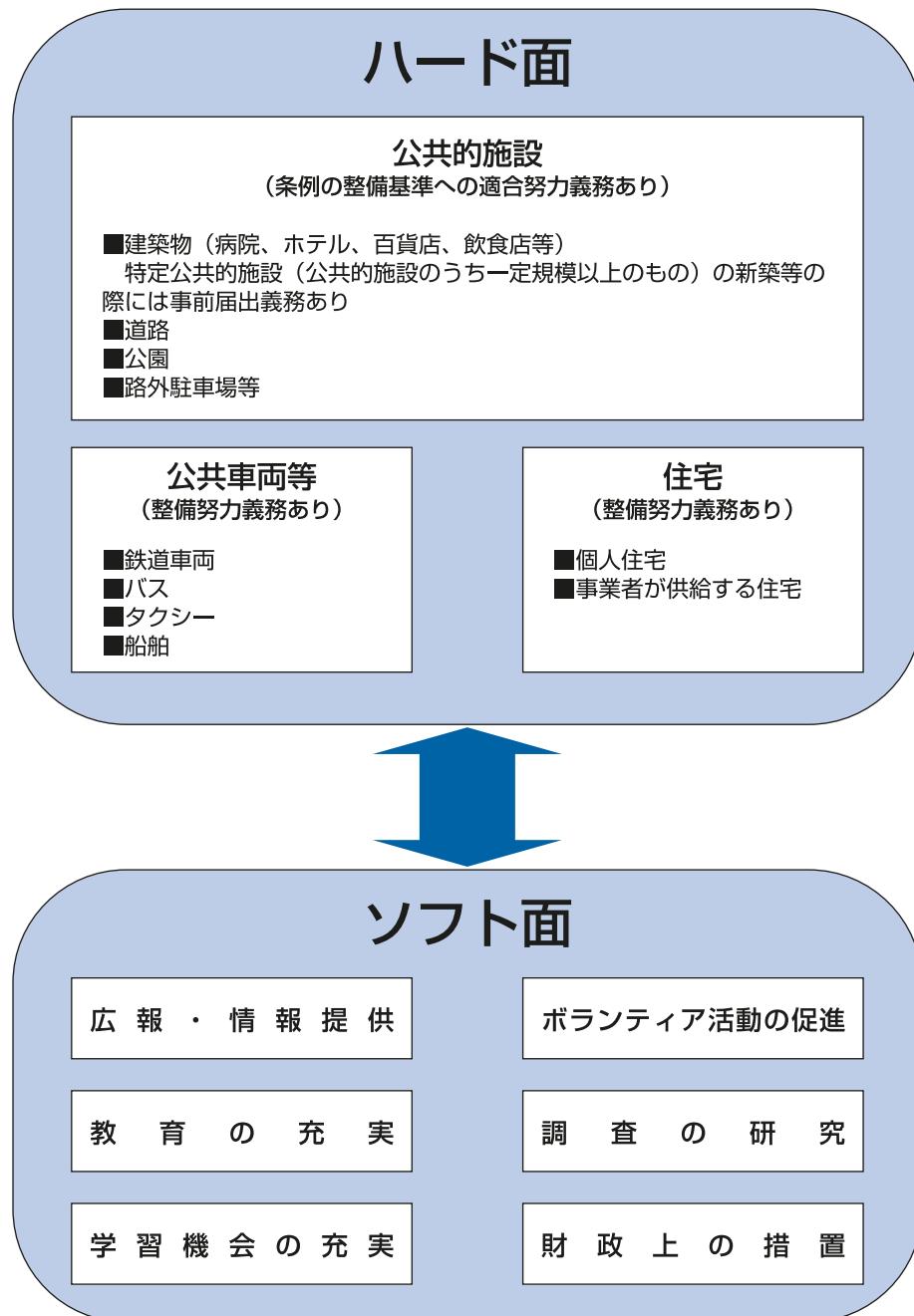
(2) 基本的な考え方

- ・高齢者や障害者を含むすべての人にとって、やさしいまちづくりを推進するためには、行政のみならず事業者や県民の理解と協力が必要です。このため、行政、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、それぞれが「ひとにやさしいまちづくり」に関する責務の重要性を認識し、相互に連携して一体となって推進しようというのが基本的な考え方です。
- ・特に多くの人が利用する公共性の強い施設等の整備改善や、ひとにやさしい心の醸成等について、事業者や県民の理解と協力を得て推進しようとするものです。

(3) 主な内容

主な条	内 容
県などの責務 (第3条～第7条)	県、市町村、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、相互に連携し、一体となり総合的に「ひとにやさしいまちづくり」に努めるものとしました。
基本方針 (第8条)	「ひとにやさしいまちづくり」の基本方針を次のように定め、これを行うものとしました。 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての県民が、ひとにやさしいまちづくりについて、理解を深め、積極的にこれに参加する意識を持つようにすること。 ・すべての人が安全かつ容易に社会参加ができるための環境の整備を促進すること。
県の施策の実施 (第9条～第14条)	県は、第8条の方針に基づき、事業者、県民への啓発や意識づくりなどを推進するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしました。
整備基準の設定 (第15条)	具体的な対象施設、対象設備、整備基準等必要な事項は、規則で定めるものとしました。
公共的施設の整備 (第16条)	病院、劇場、集会場、百貨店、ホテル、飲食店、学校その他の多くの人が利用する公共的施設を設置し、所有し又は管理する者は、整備基準に適合させるよう努めなければならないものとしました。
工事の届出 (第18条)	特に、特定公共的施設（公共的施設の建築物のうち規則で定める規模以上のもの）の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該工事の内容を知事に届け出なければならないものとしました。
指導及び助言 (第19条)	知事は、第18条の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る特定公共的施設について、整備基準への適合に関し必要な指導及び助言を行うことができるものとしました。これは、罰則により強制するのではなく、指導助言を通じ、事業者や県民の理解と協力を得ようとするものです。

(4) 条例のイメージ図



(5) その他

- ・この条例は平成8年3月28日に公布し、4月1日からその一部を施行しました。
- ・第4章に係る部分については、平成9年1月1日から施行しました。

2 施行規則のあらまし

(1) 施行規則の概要

- 条例の具体的な対象施設、対象項目、整備基準、届出方法等を定めるものです。
- 平成9年1月1日から施行しました。

(2) 主な内容

主な条	内 容
公共的施設 (第2条)	条例の対象となる公共的施設には、多くの人が利用する施設として病院、劇場、集会場、百貨店、ホテル、飲食店の20施設を、また、公共の用に供する施設として、道路、公園、路外駐車場等の3施設をそれぞれ定めました。
特定公共的施設 (第3条)	公共的施設のうち特定公共的施設となる当該施設に係る建築物の面積規模については、病院、社会福祉施設、官公庁は300m ² 以上、公衆便所は11便所以上、事務所は3,000m ² 以上、工場は5,000m ² 以上、共同住宅は101戸以上とし、その他については2,000m ² 以上としました。
整備基準 (第5条)	<ul style="list-style-type: none">多くの人が利用する施設については、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、客席、洗面所、浴室等の20の対象項目について、それぞれ整備基準を定めました。公共の用に供する施設（道路、公園、路外駐車場等）については、道路では歩道、公園では出入口、園路、便所等の7項目、路外駐車場等では車いす使用者用駐車施設を対象項目とし、それぞれ整備基準を定めました。
工事の届出 (第7条)	特定公共的施設の新築等に係る知事への届出は、着工の30日前までに行わなければならぬこととしました。

(3) 公共的施設の種類及び整備基準

ア 施設の種類

公共的施設	特定公共的施設
① 病院及び診療所	300m ² 以上
② 劇場、観覧場、映画館等	2,000m ² 以上
③ 集会場又は公会堂	2,000m ² 以上
④ 展示場	2,000m ² 以上
⑤ 物品販売業を営む店舗	2,000m ² 以上
⑥ ホテル又は旅館	2,000m ² 以上
⑦ 社会福祉施設	300m ² 以上
⑧ 体育館等又は遊技場	2,000m ² 以上
⑨ 博物館、美術館又は図書館	2,000m ² 以上
⑩ 公衆浴場	2,000m ² 以上

公共的施設	特定公共的施設
⑪ 飲食店	2,000m ² 以上
⑫ サービス業を営む店舗	2,000m ² 以上
⑬ 公共交通機関の施設	2,000m ² 以上
⑭ 自動車車庫	2,000m ² 以上
⑮ 公衆便所	11便所以上
⑯ 官公庁施設	300m ² 以上
⑰ 学校等	2,000m ² 以上
⑱ 事務所	3,000m ² 以上
⑲ 工場	5,000m ² 以上
⑳ 共同住宅等	101戸以上

イ 整備基準

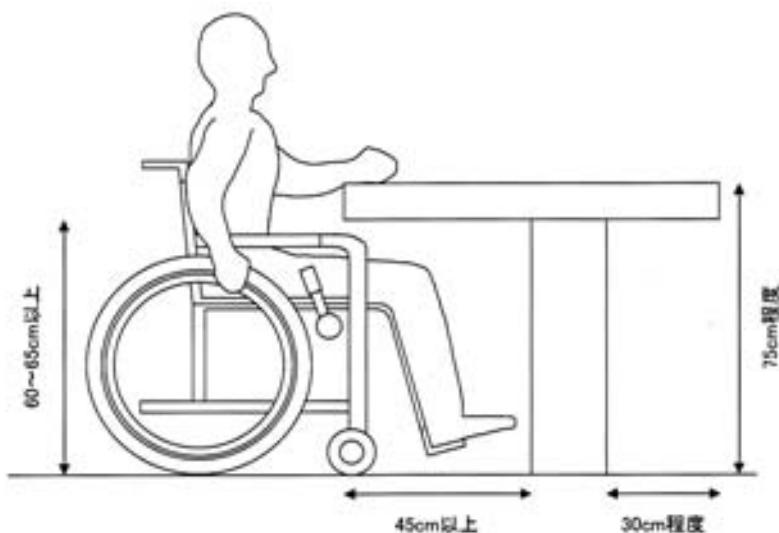
項目	整備基準（主なもの）	アの施設の適用状況
出入口	幅80cm以上,自動ドア又は引き戸,段差の解消	
廊下等	幅120cm以上,誘導用床材と音声誘導装置の併設,高低差がある場合の傾斜路等の設置	
階段	手すりの設置,回り段にしない,つまずきにくい構造	
昇降機	幅80cm以上,かご床面積1.83m ² 以上,奥行き135cm以上,乗降ロビー150cm以上自動ドア又は引き戸,段差の解消	
便所	車いす使用者,オストメイト用便房の設置,床置式小便器の設置	⑯,⑰,⑲は適用除外
駐車場	幅350cm以上の車いす使用者用駐車施設の設置	⑯,⑰,⑲は適用除外
敷地内の通路	幅120cm以上,誘導用床材と音声誘導装置の併設,高低差がある場合の傾斜路等の設置	⑯,⑰,⑲は適用除外
客席	幅85cm以上,奥行き110cm以上,経路の確保	②,③のみ適用
洗面所	高さ,け込みに配慮した構造の洗面器	
浴室	手すりの設置,操作が容易な水栓器具,脱衣場の腰掛台	⑯,⑰,⑲は適用除外
更衣室及びシャワー室	シャワー室の手すりの設置,操作が容易な水栓器具,更衣室に腰掛台,手すりの設置	⑯,⑰,⑲は適用除外
客室	十分な広さ,手すり,車いす使用者が利用できる便房,浴室の設置	⑥のみ適用
案内設備	見やすく,点字表示のある案内板の設置,誘導設備の設置	⑯,⑰,⑲は適用除外
カウンター及び記載台	高さ,け込みに配慮した構造	⑯,⑰,⑲は適用除外
券売機	高さ,け込みに配慮した構造	⑯,⑰,⑲は適用除外
改札口及びレジ通路	幅,高さに配慮した構造	⑯,⑰,⑲は適用除外
水飲み場	高さ,け込みに配慮した構造	⑯,⑰,⑲は適用除外
公衆電話台	高さ,け込みに配慮した構造	⑯,⑰,⑲は適用除外
授乳及びおむつ替えの場所	ベビーベッドの配置,いすの配置,授乳に必要な設備の配置	①～⑤,⑦のうち児童施設等, ⑧,⑨,⑪,⑬,⑮,⑯のみ適用
幼児用遊び場	床面,壁面は柔らかい素材,なめても安全な素材,遊具等は保護者の目の届くように配置	①～⑤,⑦のうち児童施設等, ⑧,⑨,⑬,⑯のみ適用

(4) 公共の用に供する施設の種類及び整備基準

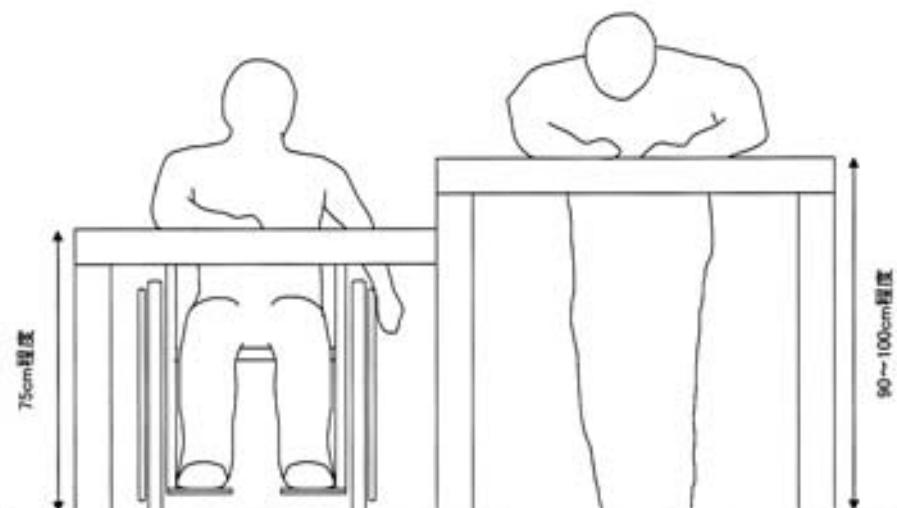
公共的施設	項目	整備基準（主なもの）
公園	歩道	幅200cm以上, すりつけごう配1/12以下
	出入口	幅120cm以上, 段差の解消
	園路	幅120cm以上, 段差の解消, ごう配1/12以下
	便所	車いす使用者用便房の設置
	駐車場	車いす使用者用駐車場の設置
	水飲み場	高さ, け込みに配慮した構造
	案内板	見やすく, 点字表示のある案内板の設置
路外駐車場等	ベンチ	1以上の設置
路外駐車場等	駐車場	車いす使用者用駐車場の設置

(5) 整備基準の基本的な考え方

- ・この整備基準は、高齢者、障害者等が公共的施設等を円滑に利用するために必要な事項を定めていますが、利用する方が多様であり、ある基準が必ずしもすべての方の利便向上につながるものではない場合もあるため、その場合には最大公約数的な基準としています。
- ・例えば、カウンターの高さを75cm程度とすると、車いす利用者の利便は図れますぐ、杖歩行者の利用には適さないことが考えられます。



- ・そのため、基準では1以上のカウンターの高さを下図の寸法にするよう定め、施設や設備の多様性を確保できるようにしています。



- ・設計等に当たっては、様々な人々が利用することを想定し、創意工夫してください。

建築物の整備基準

III

1 出入口

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに多数の者が利用する各室(床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、内りを80センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

整備基準の解説

用語	解説
直接地上へ通ずる出入口	直接地上へ通ずる出入口 玄関等の出入口を指します。
駐車場へ通ずる出入口	例えば百貨店の地下に駐車場がある場合に百貨店部分から当該駐車場部分へ通じる出入口のことであり、玄関等の出入口ではありません。
多数の者が利用する各室の出入口	施設の来訪者が利用できる各室の出入口を指します。避難階以外にある場合でエレベーター等が未設置、あるいは停止しない階であるため車いす使用者が利用できないときは、適用を除外することとしています。
車いす使用者が通過する際に支障となる段	車いす使用者が楽に通過できる仕様の段(例えば高低差が1cm程度で丸みを持たせた段)以外のものが該当します。

- ・出入口の幅80cmは、車いす使用者が通過できる寸法です。
- ・戸は、一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易ですが、重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースがない引き戸及び開き戸並びに回転扉は使用が困難です。

推奨事項

- ・自動ドアの開閉起動装置の感知域は、車いす使用者の通行に支障なく作動する範囲とし、開閉速度は開くときは速く、閉まるときは遅くするようにしましょう。
- ・引き戸は、上吊り形式が望ましいですが、戸車を用いる場合は埋込型のレールとしてください。
- ・開き戸に設けるドアクローザー等の作動は、緩やかに設定してください。
- ・危険防止のためのぞき窓を設ける場合は、車いす使用者や子ども等が認知できる位置としてください。
- ・靴ふきマットを設ける場合は、埋込式でつまずきにくく、ぬれても滑りにくい材質としてください。

○改善例

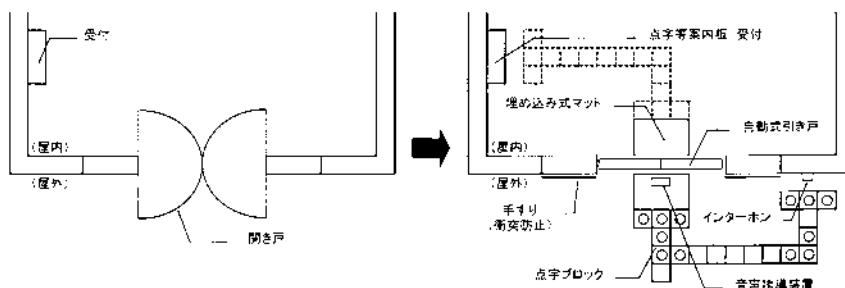


図1

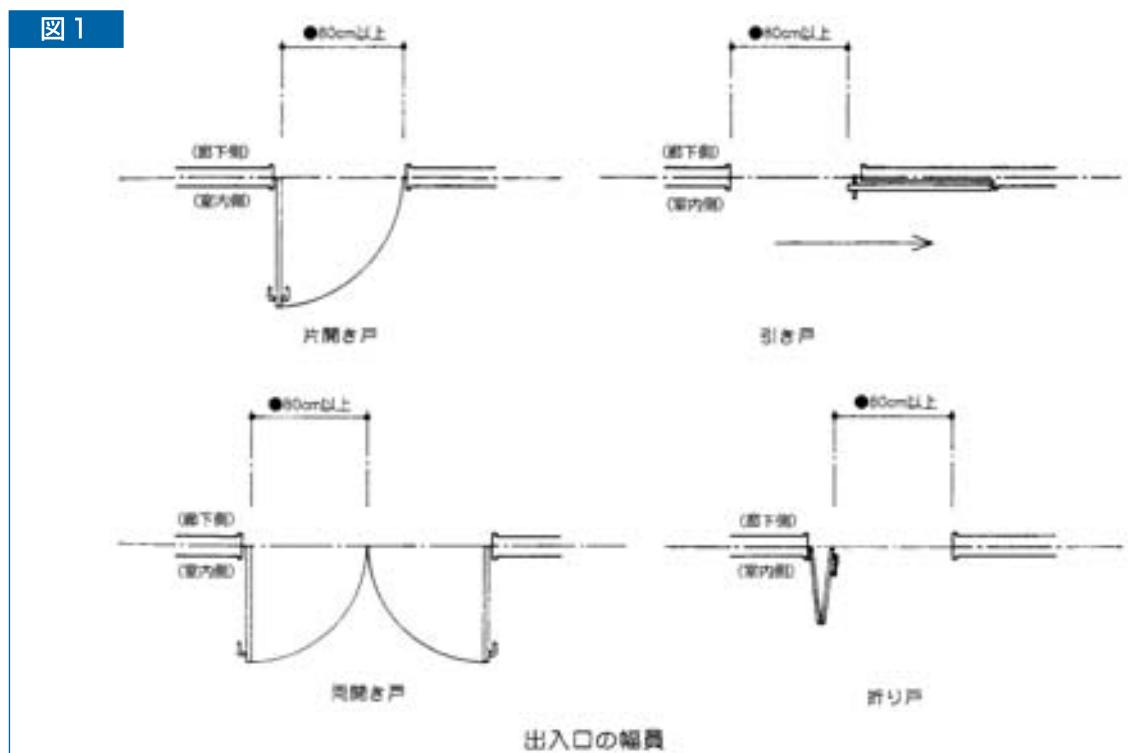
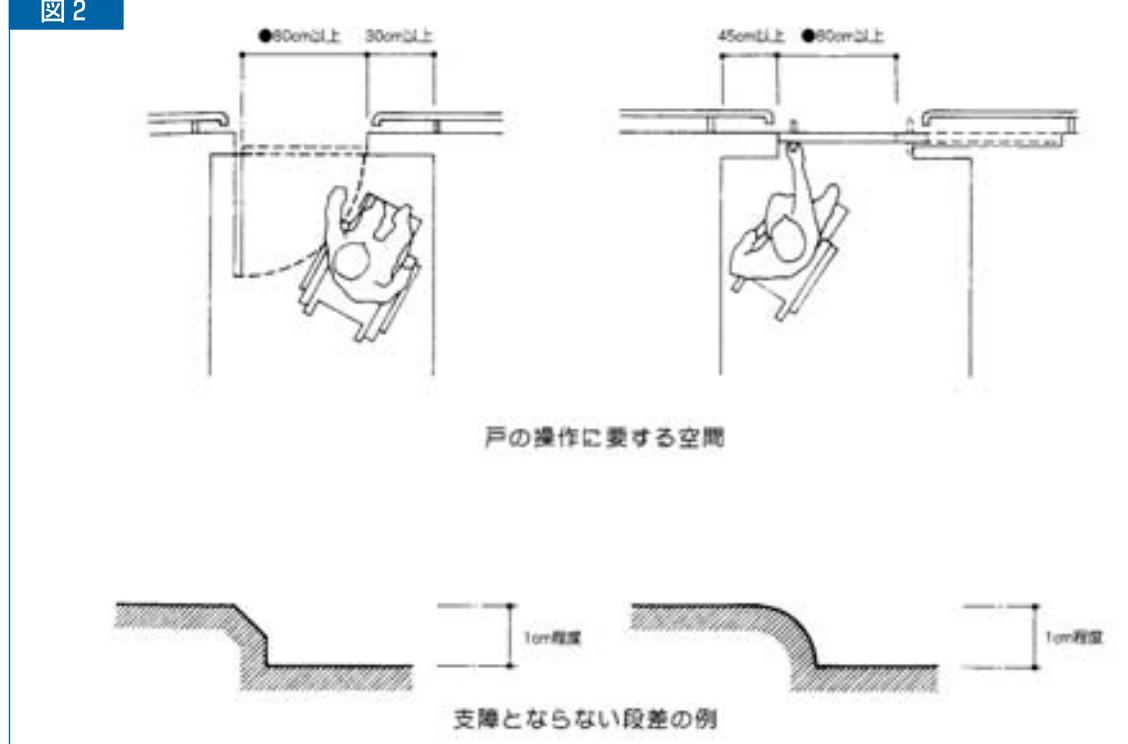


図2



2 廊下等

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、次項に定める構造に準じたものにすること。
- (3) 直接地上に通ずる前項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる前項に定める構造の各出入口から多数の者が利用する室の前項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、次に定める構造とすること。この場合において、4の項第2号に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路においては当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。
ア 幅は、内のりを120センチメートル以上とすること。
イ 廊下等の末端付近の構造は車いす転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること。(ただし、共同住宅等については、この限りでない。)
ウ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号又は第2号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。
エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項第2号に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に当該公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、かつ、音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。(ただし、学校等及び共同住宅等については、この限りでない。)(直接地上へ通ずる出入口において常時視覚障害者を誘導する者を配置する場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合を除く。)
- (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。
ア 幅は、内のりを120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること
イ こう配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。
ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
エ 傾斜路には、手すりを設けること。
オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
カ 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差が大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。
キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及びその踊り場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。

整備基準の解説

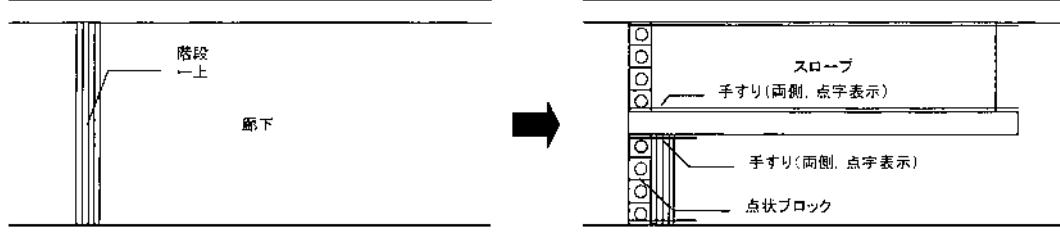
用語	解説
構造は車いす転回に支障のないもの、車いすが転回することができる構造の部分	140cm角以上のスペースやT字型の交差部が該当します。
車いす使用者用特殊構造昇降機	段差解消機は、すでに建築基準法第38条に基づく一般認定を受けている製品があります。
受付等	点字の平面図等による案内板等も含みます。
出入口において常時視覚障害者を誘導する者を配置する場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合	①ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能な場合 ②百貨店等で受付が入口の正面にある場合 ③自動車車庫など、運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行する用途の場合 等が含まれます。

- ・廊下等については、すべての廊下等が満たすべき共通性能として、
①滑りにくい仕上げとすること。
②段を設ける場合につまずきにくい構造とすること。
等について規定しています。
- ・一定の経路上の廊下については、車いす使用者が通行可能な構造とすることを求めています。
- ・この一定の経路とは、車いす使用者が通行可能な玄関等の出入口又は車いす使用者が通行可能な駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者が通行可能な多数の者が利用する各室の出入口に至るものうち1以上です。
- ・廊下の幅120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違うことができ、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法です。
- ・傾斜路に段を併設する場合の幅90cmは、傾斜路を車いすで通行できる寸法です。
- ・こう配については、国際シンボルマークの掲示のための基準になっている12分の1を基本こう配として採用していますが、建築物の構造上困難な場合を想定し、高低差が小さい場合には建築基準法に規定されている最大こう配8分の1まで認めています。
- ・踊り場の規定は、スロープの長さが長く（こう配12分の1で9m超）なる場合には、昇降中の車いす使用者が休憩及び加速できるような水平な部分を設置する必要があることから設けたものです。
- ・弱視の方等の視覚障害者のために傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとすること、傾斜路の上下に注意喚起用床材（いわゆる警告用ブロック）を設けることを規定しています。
- ・視覚障害者のための音声誘導装置は、カード型の小型送信機による電波方式のものなどがあります。（75ページ）

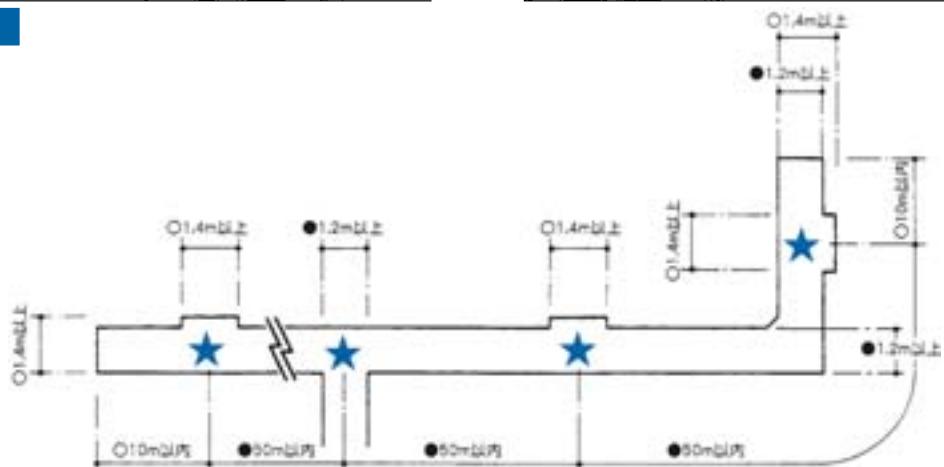
推奨事項

- ・床仕上げは、転倒しても衝撃の少ない材料を使用してください。
- ・カーペットの場合、毛足の長いものは車いすの操作が重くなるため避けましょう。
- ・床付の手すりの下部には、杖先や車いすの前輪の落下防止等のため5cm以上の立ち上がりを設けてください。
- ・手すりは片側でもよいこととっていますが、片側まひの方などによる利用を考慮した場合、できる限り両側に設けるようにしてください。
- ・壁面の下部には、車いす当たりを設けてください。
- ・曲がり角は、車いすの転回を容易にする隅切りを施したり、衝突を防止する鏡を設けたりしてください。
- ・傾斜路のすりつけ部分において、すりつけが困難な場合には1cm以下の高さとし、面取りを施してください。

○改善例



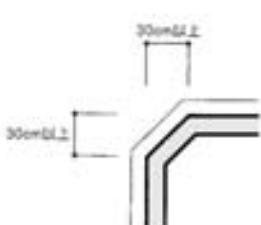
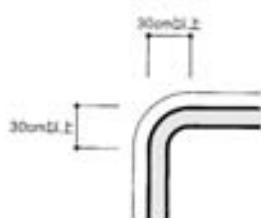
四 1



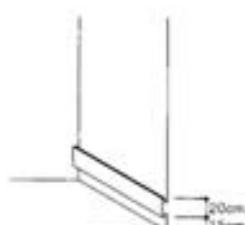
- 次の実施例及び図面 50 ページに示すが範囲である部分を設けること。(★印の部分)
 - 転回スペースは直角 1.4m 角以上の大きさとすること。
 - 乗降や転回スペースは乗降から 10m 以内に設けること。

使いす使用者の転落所

2



曲り角の隙切りの例



車いす当たり（キックプレート）

図 3

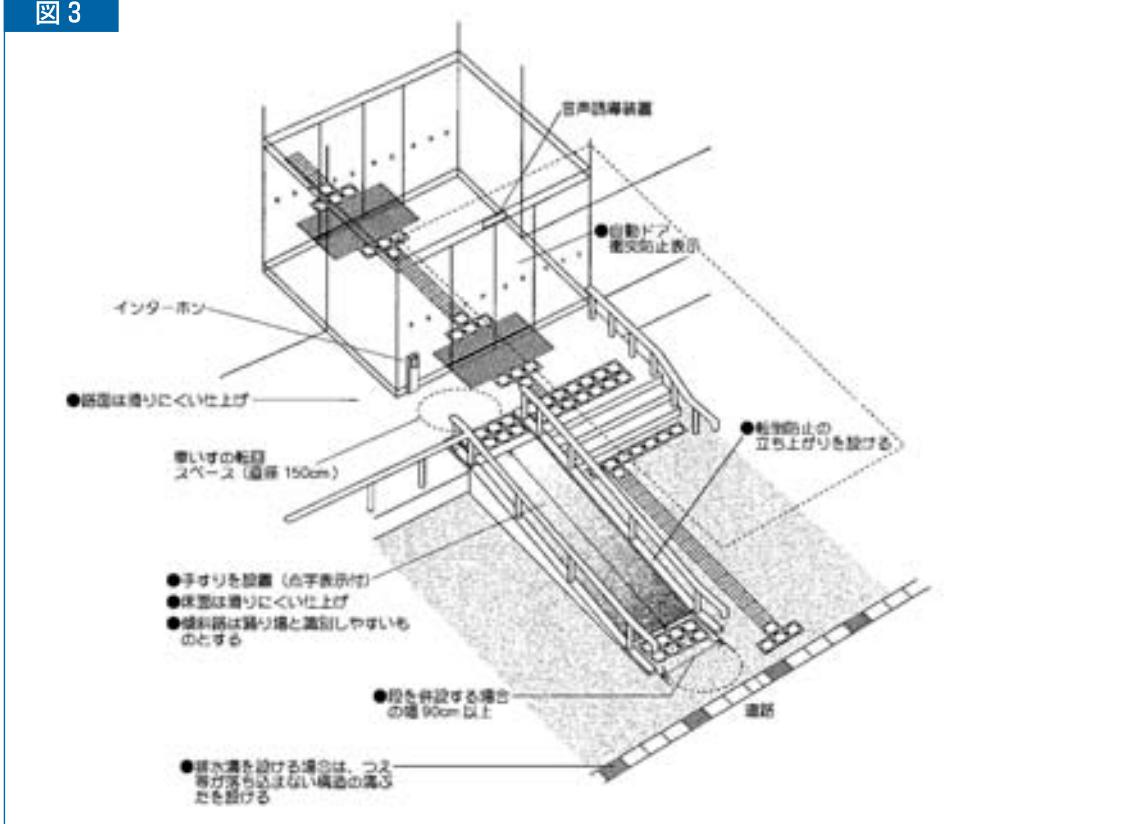
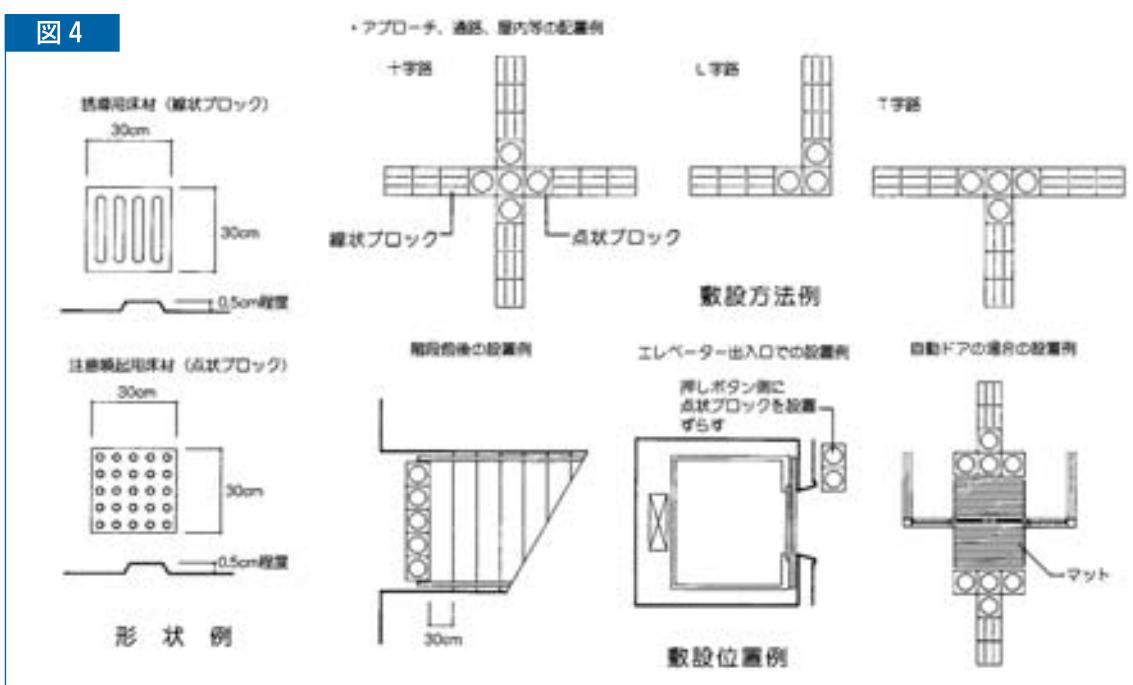


図 4



3 階段

多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(一般公共の用に供される自動車車庫にあっては、次の第1号から第4号までに定める構造)とすること。

- (1) 手すりを設けること。(ただし、学校等、事務所及び共同住宅等については、この限りでない。)
- (2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (5) 階段の上端に近接する廊下等及びその踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。(ただし、学校等、事務所及び共同住宅等については、この限りでない。)

整備基準の解説

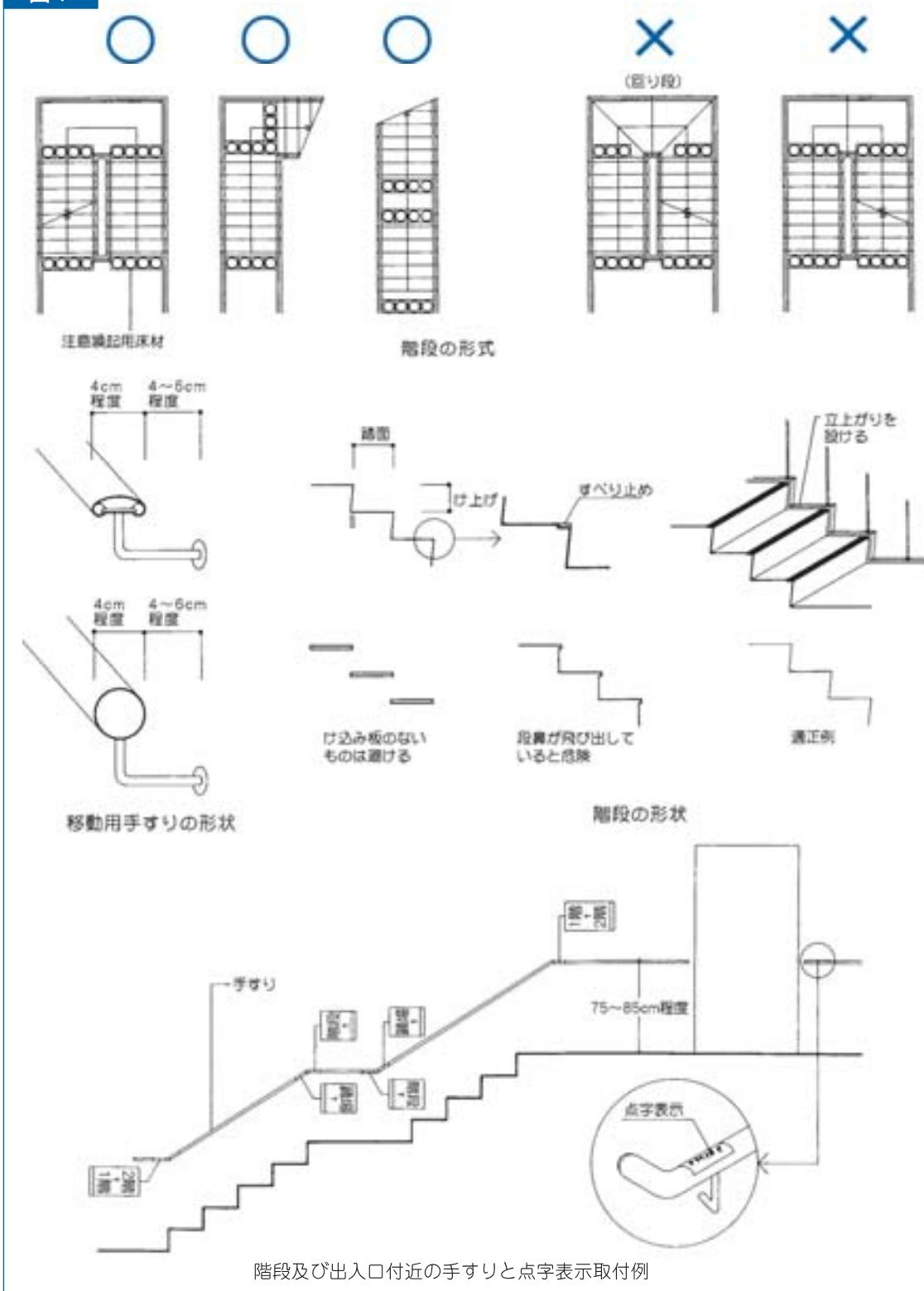
用語	解説
回り段	らせん階段や踊り場に段差を設けたものをいいます。
つまずきにくい構造	け込み板のない形状や段鼻の突き出た形状を避け、け込みは原則として設けないことをいいます。なお、やむを得ずけ込みを設ける場合は2cm以下としてください。

- ・出入口の幅80cmは、車いす使用者が通過できる寸法です。
- ・戸は、一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易ですが、重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースがない引き戸及び開き戸並びに回転扉は使用が困難です。

推奨事項

- ・けあげ及び踏面の寸法は、同じ場所の階段においては統一してください。
- ・高さの低い階段下のスペースは、視覚障害者が衝突しないように措置してください。
- ・階数表示は、大きく分かりやすいものとしてください。
- ・特に直階段の場合は、転倒防止のために踊り場を適宜設けてください。
- ・側面を床付の手すりとする場合は、下部に杖先の落下防止等のため、5cm以上の立ち上がりを設けてください。
- ・車いす利用者等がエレベーターから後ろ向きで出てきた場合、階段まであまり距離がないと向かう方向によっては後ろ向きのまま転落する恐れがあります。エレベーターの近くに下り階段がある場合、安全に配慮して一定の距離をとるようにしてください。
- ・手すりについては、参考資料の「安全への配慮」(70ページ)を参照してください。

図1



4 昇降機

- (1) 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第4条に規定する建築物に限る。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス等を高齢者、障害者等を含む多くの人が享受できる措置を講じる場合においては、この限りでない。
- (2) 前号に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。
- ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。
 - イ かごの奥行きは、内のりを135センチメートル以上とすること。
 - ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
 - エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80センチメートル以上とすること。
 - キ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ク かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（キに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150センチメートル以上とすること。
 - コ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

整備基準の解説

用語	解説
当該階において提供されるサービス等を高齢者、障害者等を含む多くの人が享受できる措置を講じる場合	①2階で行っている窓口業務内容を適宜1階で行える体制を整える場合 ②車いす使用者用階段昇降機等により、車いす使用者等を2階に上げることができる場合

- ・かごの床面積1.83m²は11人乗りの場合の最低床面積です。奥行き135cmはJISの11人乗りの奥行き寸法で、電動車いすも収まる大きさです。
- ・ロビー150cm角は車いすの回転可能寸法です。
- ・かごの出入口の幅80cmは、車いすが通過できる寸法です。

推奨事項

- ・車いす利用者の利便を考慮すると、ロビー180cm角、かごの出入口の幅90cm以上を確保することが望ましいです。